

住宅・建築物の省エネ基準の適合義務化について

●省エネ法に基づく現行の規制

- ・省エネ法上、一定規模以上の住宅・建築物(非住宅)の建築に当っては、建築主は省エネ措置の届出が必要。その内容が省エネ基準に照らし「著しく不十分」な場合には行政措置(指示、公表、命令等)が執られる。
- ・住宅・建築物ともに、現行の省エネ基準(平成11年基準)は10年以上前に策定。省エネ基準の策定は経済産業省と国土交通省との共管。

- ・新築住宅全体での適合率は1～2割(推計)にとどまる

【住宅・建築物の特徴】

- ・建築主と入居者が異なる場合が多く、建築主に省エネ投資のインセンティブが働きにくい。
- ・一度建てられると長期にわたり使用される。
(平均滅失年数は30～40年)

→ 支援策とパッケージとした、新たな規制のアプローチが必要
(住宅・建築物は民生分野の温暖化対策の柱)